

第5節 悪臭

1 悪臭の概要

『悪臭』とは



人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」の総称をいうよ。人が感じるにおいの大部分は、「複合臭（＝低濃度・多成分の臭気物質が相加、相乗した強いにおい）」といわれているよ。この複合臭が悪臭問題の原因になるポン。

2 悪臭の現状

悪臭苦情の状況は？

近年の市内の悪臭苦情の件数は次のとおりです。

項目	発生件数（件）			
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
悪臭苦情	3	14	11	15

主な発生源業種：製造業、飲食業、農業、酪農業、化学製品製造業、塗装業等

3 悪臭の防止対策

悪臭を防止するには

悪臭発生源を特定し対策をとって、周辺へ配慮することが必要です。

東広島市が行っていること

工場・事業場に対する規制・・・ 「悪臭防止法」により、規制区域を指定して、規制区域内の工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行います。

工場・事業場側の改善・・・・・・・・

- においの少ない原材料への転換
- においの発生抑制
- 建物からの漏洩対策
- 大気中への拡散
- 焼却炉での燃焼
- 脱臭装置の導入など

規制はいつから？

規制施行日：平成 27 年 4 月 1 日
（告示：平成 26 年 10 月 1 日）



規制の内容は？

項目	内容
規制方式	人が直接においを嗅ぐ嗅覚測定方式
規制地域	市内全域を規制の対象とします。
市内の区分	市内を2つの用途によって区分します。 ① 住居地域 ② その他の地域（商業、工業地域や用途の定めのない地域）
臭気指数	① 住居地域 1 2 ② その他の地域 1 5 ※ 臭気指数は10～21の間で設定。数字が小さいほど厳しい規制です。

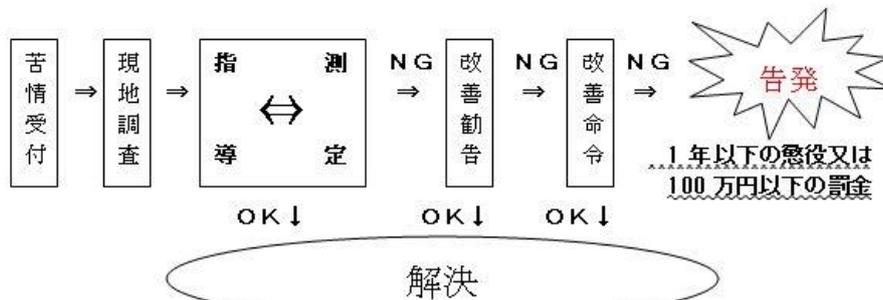


値が基準値を超えたらどうなるの？

悪臭の改善指導に従って頂けない場合に、規制の適用を行います。



規制基準に適合しない場合、市は事業者に改善等の勧告をして、勧告に従わない場合は、改善命令を出すよ。さらに、懲役や罰金が科せられる場合もあるポン。



行政指導の流れ

問題解決に向けて

マナーを守りましょう！！

悪臭は感覚公害と呼ばれ、その時の状況や習慣などによって幅の広い特徴があるよ。周りへの影響を考え、みんなで悪臭が発生しない対策をとるポン！！

<悪臭の防止対策の例>

- 周りへの影響を確認する。
- 臭いの強い肥料を撒いたら早く鋤き込む。
- 臭いの発生源を覆う。
- こまめに掃除をする。

他にもいろいろ工夫して、少しでも臭いを減らしてほしいポン

